

平成 27 年度 事業 計画

1. 事業の実施方針

良質、良食味の米の生産、良質なりんご、野菜等の多様化に応じた安定生産は本県農業の重要課題となっている。

このような情勢を踏まえて、本協会では、安全で安心な農作物が安定供給されるよう環境に一層配慮した安全かつ効率的な防除を一層推進し、安全・安心な食を求める消費者のニーズに応えていくことに努めなければならない。また、本県の農業の諸条件に適合した農薬の開発及びその実用化の促進並びに新規に登録された農薬が県内各地域において安定した効果があるかどうかの検証を行い、安全・安心な農作物の生産と環境に配慮した農薬の発展に貢献するため、県はじめ研究機関及び関係団体の指導協力を得ながら農作物等に発生する病虫害防除、農薬試験研究事業に関する諸事業を行う。

(1) 植物防疫推進事業

ア 病虫害防除対策の相談・指導

地域農家や生産組織及び農業団体等からの病虫害防除等に対する総合的な諸対策等について相談対応・指導を行う。

イ 植物防疫に関する調査、研究成果の普及

青森県が実施する各種作物の病虫害防除対策に協力して、新規登録農薬の現地適応性試験で得た成果を、青森県農作物病虫害防除指針編成会議が発行する「青森県病虫害防除指針」に反映させるとともに、防除団体等が主催する防除計画会合等の機会に、当該指針を用いて新規登録農薬の使用方法等について説明し普及を図る。

ウ 研修会等の開催

(ア) 農薬管理指導士認定更新研修会の開催

農薬管理指導士の資質向上を図るため、青森県から委託を受け、当該管理指導士のうち認定期間満了後に更新を希望する者を対象に更新研修を開催する。

(イ) 病虫害防除に関する研修会等

農薬危害防止運動・農薬適正使用研修会の開催等により病虫害の防除に関する知識の普及を図る。県及び関係団体と連携した農薬被害防止運動については、病虫害などの発生が多くなる夏場の5月から8月までを実施期間とし、農薬の適正使用、適正販売等についてチラシ等の発行・配布、現地講習会の開催、指導等により普及を図る。

(ウ) 特別講演会の開催

病虫害防除に関する試験研究の成果、防除に有用な専門知識等について、他団体等と

の共催により、専門家による講演会を開催する。

エ 情報の提供

病虫害防除情報、新農薬の特性・適正な使用方法等の植物防疫に関する技術情報や関連行事を本協会ホームページに掲載し、県民に提供するほか、青森県から提供される植物防疫に係る各種情報を防除生産組織や農薬散布者に郵送等により提供する。また、農業後継者を対象とした研修会等において講義を行う。

オ 無人ヘリコプター防除の推進・啓発

無人ヘリコプターによる病虫害防除が安全かつ的確に行われるよう青森県産業用無人ヘリコプター協議会の事務局を担い、青森県及び関係機関等と連携して防除計画の取りまとめ、農薬飛散による周辺環境の汚染や地域住民への農薬危被害の未然防止、電波障害回避対策等を含む安全対策の推進、安全飛行技術の向上に向けた研修会、競技大会等を開催して啓発に努める。

(2) 農薬試験研究事業

ア 開発未登録農薬の実用性試験（農薬委託試験事業）

本県で作付されている農作物の生産に適合した主要病虫害防除用農薬の開発とその実用化を促進するため、薬効、薬害、作物残留に関する圃場試験を実施する。

特に重要度の高いもの及び基礎的な試験を必要とするものについては、試験研究機関と共同で試験を実施、又は試験研究機関に依頼する。

イ 新規登録農薬の現地適応性試験（農薬実験・普及展示圃設置事業）

新規に登録された農薬が、県内の各地において安定した効果を発現し、病虫害及び雑草の防除を的確実施できる普及性の高い薬剤であるかどうかを検証する現地適応性試験を青森県及び試験研究機関の指導と協力を得て共同で実施する。

これらの試験結果は、青森県で適用できる方法を示した「農作物病虫害防除指針」に反映され、指導者向けに配布され、活用されているが、尚一層農作物の病虫害防除及び除草剤、植物成長剤等の適正な使用推進が図られるよう努める。